



【令和2年度】

掛金
年額(ひとり) **500円**
※中途加入の場合も同額

交通災害共済に

家族そろって加入しましょう！

交通災害共済とは

加入者が交通災害（交通事故による災害）にあった場合に被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です



共済期間：**令和2年4月1日～翌年3月31日まで**

- ・中途加入の場合は、申込日の翌日から
- ・令和2年3月31日（火）までに加入することを推奨します

通院1日目から見舞金の支給対象！

《見舞金》

- ・傷害：1万円～18万円（限度額）
- ・障害：20万円～30万円（限度額）
- ・死亡：100万円（限度額）

加入条件を満たしていれば、
いつでもどなたでも加入OK！

自転車事故など、
小さな交通災害もカバー！

請求手続きは、
カンタン！

【注意事項！】

以前は、加入申し込みは原則、各組長様が一括で行ってきましたが、平成29年度分の申請から、世帯ごとの申請となりました。

加入申し込みをされる世帯の方は、お手数ですが、下記の加入申し込み先にてお申し込みください。

【加入申し込み先】

- ・役場本庁舎、分庁舎、万沢支所
- ・山梨中央銀行南部支店
- ・JA山梨みらい（栄支店、南部支店、富沢支店）

お問合せ

〒409-2192

山梨県南巨摩郡南部町福土 28505 番地 2

南部町役場交通防災課

TEL0556-66-3417